

琉球大学島嶼防災研究センター施設利用内規

〔平成27年3月10日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、琉球大学島嶼防災研究センター規則第16条の規定に基づき、琉球大学島嶼防災研究センター（以下「センター」という。）の施設利用に関し、必要な事項を定める。

(研究開発室の利用)

第2条 島嶼防災研究センター長（以下「センター長」という。）は、センターの研究推進に関連した産学官連携活動に資する目的に限り、センター内の共有研究スペース（以下「研究開発室」という。）を学内外の者に利用させることができる。

(利用できる者の資格)

第3条 研究開発室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 琉球大学（以下「本学」という。）の教員、非常勤講師及び非常勤研究員
- (2) 本学の学部学生、大学院生及び研究員
- (3) 民間機関等の共同研究員
- (4) センターの有する研究成果、技術及びノウハウを用いた企業の構成員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、センターの産学官連携活動に資するものとセンター長が認めた者

(利用の手続き)

第4条 研究開発室を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙1の「利用申請書」によりセンター長に申請しなければならない。

- 2 センター長は、前項の申請に対し、別に定める審査委員会の議を経て、承認または不承認を決定し、別紙2により申請者に通知の上、センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告する。

(利用期間)

第5条 研究開発室を利用することができる期間は、原則として国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の事業年度を越えることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の規定により、センター長の承認を再度得た者

は、翌事業年度においても研究開発室を継続して利用することができる。

(申請内容の変更)

第6条 第4条第2項の規定により承認された者（以下「利用者」という。）が、利用申請書の記載事項を変更する場合には、速やかに別紙1の「利用申請書」によりセンター長に申請し、改めて承認を得なければならない。

(利用の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設及び設備等の保全に努めること。
- (2) 許可された目的にのみ利用すること。
- (3) 利用の承認を得た者以外に利用させないこと。
- (4) センター長の許可を受けずに、センター内の改造、模様替え、その他工事を行わないこと。
- (5) 別紙3の「利用要項」に従いセンターの施設を利用し、事故防止に努めること。
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、センターの運営のために、本学職員が指示したこと。

(設備等の搬入及び搬出)

第8条 利用者が必要な設備等を搬入するときは、あらかじめセンター長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を得た利用者が、設備等の利用を終了したときは、速やかに当該設備等を搬出しなければならない。
- 3 設備等の搬入、据え付け及び搬出に要する経費は、利用者が負担する。

(利用の報告)

第9条 センター長は必要に応じて利用者に対し、利用に係る事項について報告を求めることができる。

- 2 利用者は、研究開発室を利用して行った研究等の成果を公表する場合は、その論文等の写しをセンター長に提出する。

(利用承認の取消し等)

第10条 センター長は、利用者がこの内規又は利用要項に違反している若しくははそれのおそれがあると判断したときは、当該利用者に対し、利用の承認の取消し又は利用の停止を命ずることができる。

(施設利用料及び徴収方法)

第11条 研究開発室の利用に係る施設の使用料は、国立大学法人琉球大学料金規程（以下「料金規程」という。）の定めによる。ただし、学長が特に必要と認める場合は、その額を減じることができる。

2 使用料の徴収方法は、原則として料金規程の定めによる。ただし、別紙1の「利用申請書」により、毎月払い等の申請があり、センター長の承認を得た場合は、この限りではない。

3 既納の使用料は、原則として還付しない。ただし、天災その他の使用者の責に帰すことができない事由により利用を中止した場合は、未使用の期間に係る料金を返還する。

（原状回復及び損害の補填）

第12条 利用者は、利用期間が終了したとき、又は第10条の規定により利用許可を取り消されたときは、当該施設を自己の負担により原状に回復しなければならない。

2 利用者は、自らの責に帰すべき事由により、施設及び設備等を滅失又は棄損させたときは、直ちにセンター長にその旨を報告するとともに、センター長の指示に従い、原状回復に要した損害を補償しなければならない。

（補則）

第13条 この内規に定めるもののほか、研究開発室の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

（改廃）

第14条 この内規の改廃は、運営委員会の議を経てセンター長が行う。

附 則（平成27年3月10日）

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月2日）

この内規は、令和4年2月2日から施行する。

附 則（令和6年11月21日）

この内規は、令和6年11月21日から施行する。